

船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第103号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年3月26日 09時00分ごろ	
発生場所	兵庫県姫路市 家島諸島男鹿島 男鹿島灯台から真方位247°800m 付近 (概位 北緯34°39.2′ 東経134°34.4′)	
事故等調査の経過	平成22年6月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	砂利採取運搬船 第参拾参 ^{ほうらい} 宝来丸、499トン	
船舶番号、船舶所有者等	132325、山年建設有限会社	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	左舷船首船底外板凹損、推進器翼曲損及びビルジキール損傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、石材約1,600トンを積載し、船首約3.6m、船尾約5.0mの喫水で、男鹿島南岸において石材積み込み作業中、平成22年3月26日09時00分ごろ、浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約2.6m/s、視界 良好 海象：潮汐 高潮期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、男鹿島南岸の水深が浅い箇所が存在する作業場において石材積み込み作業中、水深の確認を適切に行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、男鹿島南岸の水深が浅い箇所が存在する作業場において石材積み込み作業中、水深の確認を適切に行わなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	